



業 務 契 約 書

委任者株式会社株式会社〇〇〇〇(以下「甲」という。)と受任者税理士●●●●(以下「乙」という。)は、税理士の業務に関して下記のとおり契約を締結する。

第1条 委任業務の範囲

税務に関する委任の範囲は、次の項目とする。

- 1 甲の法人税、事業税、住民税及び消費税の税務書類の作成並びに税務代理業務の他、甲の年末調整事務及び法定調書作成事務に係る書類の作成並びに手続代理業務
- 2 甲の税務調査の立会い
- 3 甲の税務相談

会計に関する委任の範囲は、次の項目とする。

- 4 甲の総勘定元帳及び試算表の作成並びに決算
- 5 甲の会計処理に関する指導及び相談

前記に掲げる項目以外の業務については、別途協議する。

第2条 契約期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日までの1年間とする。

ただし、双方より意思表示のない限り、本契約と同内容で自動継続とする。

第3条 報酬の額

報酬は、当事務所が定める報酬規程に基づく別紙計算明細書による。

- 1 顧問報酬として月額80,000円
- 2 税務書類及び決算書類作成の報酬として320,000円
- 3 消費税の税務書類の作成の報酬として160,000円
- 4 年末調整及び法定調書の報酬として50,000円
- 5 税務調査立会い報酬として1日当たり50,000円
- 6 その他の報酬額としては、別紙のとおりとする。

上記各報酬額には別途消費税10%が付加される。ただし、消費税率の改定があった場合には、その時点で適用される税率による。

7 報酬の額は、第2条に係わらず改訂することができる。

8 業務に使用するソフトウェアの費用については別途定める場合を除き甲の負担とする。

第4条 支払時期及び支払方法

- 1 顧問報酬の支払時期は、毎月末日締の翌月22日までに乙の指定口座に振り込む又は自動振替によるものとする。ただし、振り込む場合の振込手数料は甲の負担とする。
- 2 税務書類作成及び決算に係る報酬等は、乙の業務終了後1月以内に乙の指定口座に振り込

むものとする。ただし、振込手数料は甲の負担とする。

振込口座

口座名義 ○○銀行 ●●支店 普通預金 口座番号 №.00000000

第5条 特定個人情報等の取扱い

乙は甲との「特定個人情報等の外部委託に関する合意書」に則り、甲から乙に開示又は提供された個人番号及び特定個人情報（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の定めによる。以下「特定個人情報等」という。）を適切に取り扱うものとする。

第6条 資料等の提供及び責任

- 1 甲は、委任業務の遂行に必要な説明、書類、記録その他の資料(以下「資料等」という。)をその責任と費用負担において乙に提供しなければならない。
- 2 資料等は、乙の請求があった場合には、甲は速やかに提出しなければならない。資料等の提出が乙の正確な業務遂行に要する期間を経過した後であるときは、それに基づく不利益は、甲において負担するものとし、乙は何らの責任を負わない。
- 3 甲の資料等の提供の遅延、不足、過誤、本契約締結以前の会計税務処理に基づく不利益は、甲において負担するものとし、乙は何らの責任を負わない。
- 4 乙の責めに帰すべき事由により甲に損害が生じた場合には、乙は、甲より受領した直近1年分の報酬相当額を上限として損害賠償責任を負うものとする。ただし、かかる損害が、乙の故意又は重過失による場合にはこの限りではない。
- 5 乙は、業務上知り得た甲の秘密を正当な理由なく他に漏らし、又は窃用してはならない。
- 6 乙は、甲から提供を受けた特定個人情報等を他に漏らし、又は窃用してはならない。

第7条 守秘義務・機密保持

- 1 乙は、業務遂行上知り得た甲の機密情報を第三者に開示し、又は漏らし、若しくは自己又は第三者の利益のために利用してはならない。本条における機密情報とは、下記の内容を含む情報であり、文書、音声、映像及び電子媒体等記録の形式を問わない。
 - (1) 甲の事業活動に有用な技術上又は業務上の情報であって、公然と知られていないもの
 - (2) 個人情報、個人識別符号、要配慮個人情報（以上、「個人情報の保護に関する法律」の定めによる）ただし、次の各号に該当する情報についてはこの限りでない。
 - 一 既に公知となっている情報又は甲から開示を受けた後に公知となった情報
 - 二 甲が乙に対し、開示又は公表することを承諾した情報
- 2 乙は、機密情報を本契約の目的を達成するために必要な範囲内でのみ使用し、業務遂行上必要な者に限り取り扱わせるとともに、施錠・アクセス制限その他適切な管理体制を整備し、個人情報保護に関する法令及び甲の方針に適合する安全管理体制を維持しなければならない。

- 3 乙が本契約の遂行上、第三者に機密情報を開示又は再委託する必要がある場合には、事前に開示の目的、範囲及び相手方を甲に通知し、甲の書面（電磁的記録を含む）による承諾を得なければならない。ただし、法令に基づく開示を要する場合はこの限りでない。
- 4 業務終了後、乙は甲の指示に従い、提供を受けた資料及び電磁的記録を返還又は廃棄する。
- 5 乙は、自らの故意又は過失により、機密情報の漏えい、滅失又は毀損等の事故が生じた場合には、速やかに甲に報告し、適切な措置を講じなければならない。その結果、甲又は当該情報の主体（個人等）に対して損害賠償その他の責任が生じたときは、乙がこれを負担するものとする。
- 6 本条の義務は契約終了後3年間存続する。

第8条 情報の開示と説明及び免責

- 1 乙は、甲の委任事務の遂行に当たり、とるべき処理の方法が複数存在し、いずれかの方法を選択する必要があるとき、並びに相対的な判断を行う必要があるときは、甲に説明し、承諾を得なければならない。
- 2 甲が前項の乙の説明を受け承諾をしたときは、当該項目につき後に生じる不利益について乙はその責任を負わない。

第9条 設備投資などの通知

消費税の納付及び還付を受ける場合については、課税方法の選択により不利益を受けることがあるので、甲は建物新築、設備の購入など多額の設備投資を行うときは、事前に乙に通知する。甲が通知をしないことによる不利益について乙はその責任を負わない。

第10条 反社会的勢力の排除

- 1 甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、次の各号の事項を確約する。
 - 一 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下「反社会的勢力」という。）ではないこと。
 - 二 自らの役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう）が反社会的勢力ではないこと。
 - 三 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有していないこと
 - 四 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有していないこと
 - 五 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、本契約を締結するものでないこと。
 - 六 本契約の有効期間内に、自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと。
 - ア 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
 - イ 偽計又は威力を用いて相手方に不当な要求や業務の妨害、又は信用を毀損する行為
 - ウ その他これに準じる行為
- 2 甲又は乙の一方について、本契約の有効期間内に、次のいずれかに該当した場合には、その相手方は、何らの催告を要せずして、本契約を解除することができる。
 - 一 前項1号から4号の確約に反する申告をしたことが判明した場合

- 二 前項5号の確約に反し契約をしたことが判明した場合
- 三 前項6号の確約に反する行為をした場合

第11条 税理士業務の適正の確保

- 1. 甲は、依頼目的が犯罪収益移転に関わるものではないことを、表明し保証する。
- 2. 前項の内容の確認等のため、乙が甲に対し、本人特定事項の確認のための書類を提示または提出するよう請求した場合、甲はそれに応じなければならない。
- 3. 甲は、前項により確認した本人特定事項に変更があった場合には、乙に対しその旨を通知する。

第12条 その他

- 1 甲及び乙は、本契約に関する紛争につき、○○地方裁判所又は●●簡易裁判所の専属的合意管轄とするもとに合意する。
- 2 本契約に定めのない事項並びに本契約の内容につき変更が生じることとなった場合は、甲乙協議のうえ、誠意をもってこれを解決するものとする。

第13条 特記事項

本契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙各々記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

委任者（甲）住 所

氏 名 印

受任者（乙）事務所所在地

税理士氏名 印

株式会社〇〇〇〇 様

令和 年 月 日

報酬料金算定書 (兼見積書)

業務内容	委託の有無	金額
1. 会計顧問業務	有	(@80,000 円) ×12 月
2. 記帳指導業務	有	960,000 円
3. 年末調整業務	有	50,000 円
4. 個人確定申告業務	無	
5. 書類作成その他の業務		
①商業登記	無	
②議事録・契約書作成業務	無	
③社会保険関係業務	無	
④労働保険関係業務	無	
⑤建設業許可申請業務	無	
⑥諸官庁提出用書類作成業務	無	
⑦その他の業務 (各種届出書等)	有	(3,000 円)/件
6. 消費税業務	有	160,000 円
7. 法人決算申告業務	有	320,000 円
8. 償却資産税申告業務(1 市)	有	20,000 円
9. 税務調査立会業務	有	(50,000 円)/日
年額計		1,490,000 円

報酬料金合計(税抜) 1,490,000 円

消費税額 (10%) 149,000 円

報酬金額合計(税込) 1,639,000 円

〒000-0000

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

〇〇〇〇税理士事務所

税理士 〇〇 〇〇

Tel:000-000-0000

Fax:000-000-0000

登録番号 : T0000000000000